

令和8年度申請者の方へ

## 東近江市医学生奨学金貸付申請について

### 1 奨学金の目的

大学の医学部又は歯学部に進学しようとする方で、経済的理由により就学することが困難な方に対して奨学資金を貸付け、社会に貢献できる医師及び歯科医師を育成することを目的としています。

### 2 貸付資格

次の(1)から(4)のすべてに該当する方が対象となります。

- (1) 市内に居住する方（ただし、就学のため市外に居住する方の場合は、保護者等が市内に居住する方）
- (2) 大学の医学部若しくは歯学部に進学、又は医学部若しくは歯学部への入学の見込みが確実である方
- (3) 修学に意欲を有するが、学資の支弁が困難であると認められる方
- (4) 学業が優秀で学校長（在学する学校の長又は、直前に在学していた学校の長）の推薦を経た方

### 3 貸付額等

- (1) 奨学金の種類と金額は次のとおりです。
  - ア 入学支度金（入学年度のみ） 30万円
  - イ 授業料等 年額50万円
- (2) 奨学金の貸付けは無利子とします。ただし、正当な理由がなく償還すべき日までに償還しなかった場合は、延滞利子を付すものとします。

### 4 貸付期間

6年以内とします。

### 5 貸付けの時期と方法

- (1) 貸付時期：7月頃にその年度分を一括して貸付けます。
- (2) 貸付方法：指定された金融機関の口座に直接振り込みます。

### 6 借用の申請

- (1) 申請に必要な書類
  - ア 医学生奨学金借用申請書（様式第1号）
  - イ 医学生奨学金世帯調書（様式第2号）
  - ウ 申請者・保護者等の住民票記載事項証明書（市町村が発行する様式による。）

エ 申請者の属する世帯全員の課税（所得）証明書（市町村が発行する様式による。）

オ 在学又は直前に在学していた学校長の推薦調書（様式第3号）

（ア）1年生 直前に在学していた学校長の推薦調書

（イ）2年生以上 在学している学校長の推薦調書

カ 在学又は直前に在学していた高等学校若しくは大学における成績証明書

（ア）1年生 直前に在学していた高等学校における成績証明書

（イ）2年生以上 在学している大学における成績証明書

(2) 申請期間と提出先

申請期間：令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木） ※ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。

提出先：東近江市教育委員会 学校教育課

## 7 貸付けの決定

申請内容を審査委員会で審査し、結果を申請者にお知らせします（5月下旬頃）。

貸付けが決定された場合は、定められた期限までに誓約書（様式第5号）を教育委員会に提出していただきます。

## 8 貸付けの停止、打切り

次のいずれかに該当するときは貸付けを停止又は打切りとします。この場合には、打切りを受けた月以降の分としてすでに貸付けてある奨学金は返還していただきます。

(1) 奨学生が退学又は死亡したとき

(2) 2箇月を超えて休学したとき

(3) 学業成績又は素行が不良となったとき

(4) 傷病等のため成業の見込みがなくなったとき

(5) その他奨学生として適当でないとき

## 9 貸付けの手続き

奨学金の貸付けの決定を受けた方が、奨学金の貸付けを受けようとするときは、年度ごとに医学生奨学金借用書（様式第7号）と、在学証明書の提出が必要になります（※保証人については、本人及び保護者等と別生計の人を立てる必要があります。）。

## 10 償還

貸付けを受けた奨学金は、大学卒業の翌月から起算して2年据え置き後10年以内に、その全額を半年賦又は年賦の方法により償還していただきます。

最終の貸付けを受けた後、医学生奨学金償還計画書（様式第8号）を最終の貸付年度内に教育委員会に提出していただきます。

## 11 償還の延納

貸付けを受けた方が疾病その他正当な事由により、償還が困難であると認められるときは、相当の期間償還を延納することができます。償還の延納を希望する場合は医学生奨学金償還猶予申請書（様式第9号）にその事実を証明する書類を添えて教育委員会に提出する必要があります。

## **12 届出**

次のいずれかに該当するときは、必ず異動届（様式第12号）を教育委員会に提出しなくてはなりません。

- (1) 休学、復学、転学又は卒業をしたとき
- (2) 奨学金の借用を辞退するとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 本人、保護者等及び保証人の氏名又は住所に変更があったとき

## **13 その他**

東近江市医学生奨学金貸付制度は、平成9年に榊田医院院長の榊田昌之助氏からの寄付により基金を設立し、平成10年度から貸付けを開始しました。榊田氏も、社会に貢献できる医師及び歯科医師が本市から誕生することに期待を寄せられています。

連絡先

東近江市教育委員会事務局学校教育課

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

電話 0748-24-5671 I P 050-5801-5671